社会福祉法人鶴舟会高松保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置・運営主体

名 称	社会福祉法人鶴舟会
所 在 地	大阪市大正区鶴町3丁目3番1号
電話番号	06-6552-0851
代表者氏名	理事長 舟戸 良裕

2 利用施設

設の種	類	保育所
設の名	称	高松保育園
設の所在	地	大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目2番15号
絡	先	電話番号 06-6777-3020
		FAX 06-6777-3222
設	長	園長 森 裕美
象 児	童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところに
		より、保育を必要とする小学校就学前児童
可 定	員	0歳児 9人 1歳児 12人
		2 歳児 18 人 3 歳児 22 人
		4 歳児 22 人 5 歳児 22 人
用 定	員	満3歳以上の児童 64人
		満1歳以上満3歳未満の児童 30人
		満1歳未満の児童 6人
設 年 月	日	令和4年12月1日
業所番	号	2710051002980
	設の所名名かの所名象可用東定月	設の所名名本地数の所名数可定ままままます。月月日日日

3 施設の目的・運営方針

高松保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「児童」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、 児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1)施 設

敷	地	783. 18 m²
	構造	鉄骨造
園 舎		2 階建
	延べ面積	755. 46 m²
康	庭	277. 56 m²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6 室	ゆり組(満 5 歳児クラス)、すみれ組(満 4 歳児クラス)、 もも組(満 3 歳児クラス)、ちゅうりっぷ組(満 2 歳児クラス)、さくら組(満 1 歳児クラス)、たんぽぽ組(満 0 歳児クラス)について各 1 室
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1)特定教育・保育及び時間外保育の提供下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 障がい児保育

地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ちあうことを基本的な 考え方として、障がい児保育を行っています。

(3) 地域交流活動

保育園の庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4)子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

(5)地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭の支援を目的に、地域子育て支援センターにおいて子育て相談や遊びの広場、親子教室、子育て講座、子育て情報の提供などを行います。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容 令和6年12月1日現在

職種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育園運営をつかさどり、所属職	-1 J	-1 J		
	員を監督	1人	1人		
主任保育士	園長を助け、命を受けて保育園運				
	営業務の一部を補佐、児童の保育	1人	1人		
	等をつかさどる				
保育士	児童の保育等をつかさどる	13 人	9人	4 人	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成	1人		1人	
木食工	し、給食及びおやつを調理する	1 八		1 八	
調理員(上記	栄養士の作成した献立に基づき、給	3 人	2 人	1人	
栄養士を含む)	食及びおやつを調理する	3人	乙八	1 八	
嘱託医	年に2回の内科健診及び相談、年に	2人		2人	
	1回の歯科検診及び相談	乙八		乙八	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系		
園長	正規の勤務時間帯 (7時30分~19時30分) のうち、8時間		
主任保育士	正規の勤務時間帯 (7時30分~19時30分) のうち、8時間		
保育士	正規の勤務時間帯 (7時30分~19時30分) のうち、8時間		
栄養士	正規の勤務時間帯 (8時00分~16時30分) のうち、8時間		
調理員	正規の勤務時間帯 (8時00分~16時30分) のうち、8時間		

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。 ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1)保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2)保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1)食事の提供方法

保育園において、調理を行います。

(2)食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1歳児	9時30分頃	11 時頃	15 時頃	
2歳児	9時30分頃	11 時頃	15 時頃	
3歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

[※] 献立表は毎月別途お知らせします。

(3)アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導 表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	1人		1人	

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料相当額の施設使用料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
- (1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。
- (3) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等(利用者負担額表における第1階層)の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

11 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき、当園に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1)児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	いたがねファミリークリニック
嘱託医氏名	板金 康子
所 在 地	大阪市阿倍野区天王寺町北2-11-14
電 話 番 号	06 - 6713 - 0010

(2)歯科

医療機関の名称	寺田町ファミリー歯科
嘱託医氏名	萬代 聡司
所 在 地	大阪市阿倍野区天王寺町北2-1-8
電 話 番 号	06 - 6713 - 8241

14 緊急時の対応

入園されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機有・誘導灯有・ガス漏れ報知機有・非常警報装置有・その他、カーテン等の防炎処理有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1)職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

小田	・窓口担当者	森裕	
	・ご利用時間	9時0	0分~16時30分
当園 ご利用相談窓口	・電話番号	06-	6777-3020
二利用相談念日	• F A X	06-	6777-3222
	担当者が不在の	場合は	、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	大阪市私立保育連盟		電話番号
	事務局	Ï	$0\ 6-6\ 7\ 6\ 1-1\ 1\ 7\ 1$

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険		
保険の内容	災害共済給付		
保険金額	年額365円(保育園負担155円、保護者負担210円)		

[※] 詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」をご確認ください。

19 児童の利用状況 (毎年度5月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳 児	3 人	3 人	6 人
1 歳 児	12 人	12 人	12 人
2 歳 児	18 人	18 人	18 人
3 歳 児	20 人	22 人	21 人
4 歳 児	20 人	22 人	21 人
5 歳 児	20 人	22 人	21 人
合 計	93 人	99 人	99 人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果	
第三者評価受審状況	実施(令和6年度)	実施(令和6年度)	
自己評価の実施状況	未実施		

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨公表・公示された案件はありません。

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。		
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。		
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。		
暴風警報等発令時	大阪市域に暴風警報または特別警報が発令された場合、次のとおり対応します。 ・保育園開園時間に発令された場合 原則として休園します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が10時30分を超えた場合、給食の提供はできません。) ・保育園開園後に発令された場合 発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。		
臨時休業	 ・災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合等により保育園の運営ができない(十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支障をきたす等)時は臨時休業する場合があります。 ・児童等に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、疫学調査のため保育園を臨時休業する場合があります。 		

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
主食費	3、4、5歳児の主食提供に係る実費負担	月額 1,100円	
副食費	3、4、5歳児の副食提供に係る実費負担	月額 4,800円 ※ただし、所得状況などに より減免される場合があ ります。	
行事費	園外保育に係る実費負担	随時 500 円程度	
被服費	帽子等個人持ちの物品に係る実費負担	入園時 1,000 円程度	
教材費	個人負担の教材等に係る実費負担	入園時または進級時 500 円程度	
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター 保険料	年額 210円	
アルバム代	5歳児 卒園アルバム代	3,500 円程度	
写真代	希望者のみ	200円 (一枚/2L版)	
写真代	希望者のみ	100円(一枚/L版)	
布団リース代	布団リースに係る実費負担(希望者のみ)	月額 1,100円	
おむつセット代	おむつセットに係る実費負担(希望者のみ)	月額 3,000円	
おしぼりセット代	おしぼりセットに係る実費負担(希望者のみ)	月額 1,600円(0歳児) 月額 1,000円(1歳児)	

2 時間外保育に係る利用者負担

(1)保育標準時間認定児童の利用分

	所得区分		1時間まで
	市民税課税世帯		2,900円/月
月額制	市民税	その他世帯	1,000円/月
	非課税世帯	ひとり親世帯等	ош / н
	生活保護世帯		0円/月
日額制	_		300円/日

[※] ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯と在宅障がい児(者)世帯

(2)保育短時間認定児童の利用分

	1時間まで	2時間まで	2時間超
日額制	300円/日	600円/日	700円/日

なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前(8時まで)と、 保育短時間の開始後(16時以降)の時間を通算して計算します。

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を発行します。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 社会福祉法人鶴舟会高松保育園

説明者職名:園長 森 裕美

私は、本書面に基づいて高松保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名(自署):

児童から見た続柄:

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法人鶴舟会 高松保育園 園長 森 裕美 様

年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名 (自署): 児童から見た続柄: